

# 香川県報



第 55 号

平成 16 年

7月13日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規則

●香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則 （建築課） 一

告示

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） （ ） 二

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （ ） 二

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 （ ） 二

介護保険法の規定による事業者の指定 （長寿社会対策課） （ ） 三

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課） （ ） 三

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 （ ） 三

児童福祉法の規定による事業者の指定 （ ） 三

道路の区域変更 （道路保全課） （ ） 四

建築基準法の規定による認定 （建築課） （ ） 四

公告

公共測量の実施の通知 （土木監理課） （ ） 四

## 規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第七十号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年香川県規則第百十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項イ中、「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」を、「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」に改め、同項口中、「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を、「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

香川県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、二九	株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田 二二二五番地	株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田 二二二五番地	福祉用具貸与

香川県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、六、一	株式会社コムスン 東かがわケアセンター 東かがわ市松原六七八一	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一六本木ヒルズ森タワー	訪問介護
平成一六、六、一	天宝苑ヘルパーステーション 丸亀市宗古町一六番地	医療法人仁寿会 丸亀市宗古町五番地	訪問介護
平成一六、六、一	天宝苑デイサービスセンター 丸亀市宗古町一六番地	医療法人仁寿会 丸亀市宗古町五番地	通所介護
平成一六、三、三〇	株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田二二八番地三六	株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田二二二五番地	福祉用具貸与

香川県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一六、五、八	豊永歯科医院	豊永 英達	観音寺市観音寺町甲三〇一三

香川県告示第四百九十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サ

ービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一〇三三二二〇	アイリスケアセンター 屋島 高松市屋島西町一九三二番地九敷内建設ビル	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成十六年七月一日	福祉用具貸与
三七七〇一〇三三二二〇	有限会社福家電気商会 高松市西山崎町六六六番地	有限会社福家電気商会 代表取締役 福家忠 高松市西山崎町六六六番地	"	"
三七七〇一〇三三二二八	介護付有料老人ホーム ナッシングケアホーム・クローバ 高松市紙町四〇二番一	有限会社クローバ企画 代表取締役 前田雅彦 高松市東八ヶ町八二四番地	"	特定施設入所者生活介護
三七七〇七〇〇一一四	介護ショップあすか 東かがわ市川東一〇六番地三	株式会社アイ・ディー・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六一番地四	"	福祉用具貸与
三七七〇七〇〇一一二二	元気クラブ 東かがわ市白鳥四五四番地五	有限会社タイムリー 代表取締役 三木均宏 東かがわ市白鳥四五四番地五	"	訪問介護

香川県告示第四百九十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇二〇二一 一五	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと さぬき市志度七四 〇番地六	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと 木田郡牟礼町大字 原一三番地一	平成十六年 七月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇二〇三一 一三	元気クラブ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	有限会社タイムリ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	平成十六年 七月一日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第四百九十九号  
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、  
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇二〇二二 一四	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと さぬき市志度七四 〇番地六	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと 木田郡牟礼町大字 原一三番地一	平成十六年 七月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇二〇三一 一一	元気クラブ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	有限会社タイムリ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	平成十六年 七月一日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第五百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指  
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇二〇二一 一三	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと さぬき市志度七四 〇番地六	有限責任中間法人 香川県福祉サービ ス支援センター・ ちよこつと 木田郡牟礼町大字 原一三番地一	平成十六年 七月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二〇三一 一一	元気クラブ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	有限会社タイムリ 東かがわ市白鳥四 五四番地五	平成十六年 七月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二〇二一 二五	なかまの里児童デ イサービス事業「 めだか教室」	社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四	平成十六年 七月一日	児童デイサービ ス
三七〇〇〇三 一〇〇五九一 一三	あじの里児童デイ サービス「元気く ん」 木田郡庵治町五七 三二番地	社会福祉法人洋々 会 木田郡庵治町四一 五一番地七	平成十六年 七月一日	児童デイサービ ス

香川県告示第五百一十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次  
のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月十三日から同年八  
月三日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 大内白鳥インター線（四十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
東かがわ市川東二二五番五地先 から 東かがわ市川東二二九〇番五地先 まで	三三・〇 四一・〇	二五・〇 四一・〇	四九	道路区域の 見直しによ る不用物件 化

香川県告示第五百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により認定をしたので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 認定番号 第一号
  - 二 認定年月日 平成十六年七月五日
  - 三 認定した区域 木田郡牟礼町大字牟礼字仲代一四五 一及び一四七
- 関係の図書は、香川県土木部建築課において縦覧に供する。

公 告

香川県公告第三百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、坂出市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十六年七月十三日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

（購読料月極二千五百円）

（第九一四九号）

四

- 一 作業種類 公共測量（総合計画）固定資産評価現況調査
- 二 作業期間 平成十六年七月二十日から平成十九年三月三十一日まで
- 三 作業地域 坂出市全域



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています